

令和5年第1回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和5年1月27日(金) 午前9時00分～11時25分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	2番	蓑手	幹夫
	3番	樋ノ口	正信
	4番	川畑	千秋
	5番	西	美香
	6番	木場	由美子
	7番	野元	京子
	8番	古賀	久美子
	9番	西村	四男
	10番	外菌	健藏

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	藤園	宗男
串木野地区2	井手迫	正博
市来地区	永井	美治

出席職員 平川局長、篠原主幹、松原主査、棚町主査

議事録署名委員 (9番 西村 四男 委員 ・ 10番 外菌 健藏 委員)

議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第1号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し
(1件) について

日程第2 報告議案第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知(10件)
について

日程第3 報告議案第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理法
分(2件) について

日程第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(2件) について

日程第5 議案第2号 農地の形質変更届出(1件) について

日程第6 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(1件) について

日程第7 議案第4号 非農地証明願(1件) について

日程第8 議案第5号 農用地利用集積計画案(1件) について(継続1件)

日程第9 議案第6号 農用地利用集積計画案(一括方式) について(新規14件)

日程第10 議案第7号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出) について(2件)

日程第11 議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案) について

会議の概要

- 局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和5年第1回いちき串木野市農業委員会総会を開催いたします。まず始めに、会長にあいさつをお願いいたします。
- 会長 (あいさつ)
- 局長 ありがとうございます。それでは、令和5年第1回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。会長よろしくをお願いいたします。
- 議長 それでは会議規則に基づき、私の方で議長を務めさせていただきます。まず、事務局より本日の農業委員の出席状況について報告をお願いします。
- 局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員11名で、過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とともに、出席されていることを報告いたします。
- 議長 それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進めてまいります。
- 議長 議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会会議規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、恒例により私の方で指名させてもらってよろしいでしょうか。
- (「はい」と呼ぶ者あり)
- 議長 ありがとうございます。それでは本日の議事録署名委員につきましては、9番 西村四男 委員、10番 外菌健藏 委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。それでは早速議事に入ります。
- 議長 日程第1報告議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

松原主査

日程第1報告議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件についてです。1ページ、2ページをお開きください。令和4年9月30日付指令い串農委第5-32号の取り消しについての申請であります。申請人は、市内の市営住宅に居住しており、9月9日に一般住宅建築のため申請書を提出し、9月30日に許可を得ましたが、物価の高騰に伴い資金計画が大幅に増加するため、現在の生活状況で住宅を新築するのは困難であると考え、譲渡人と売買契約を解除し、今回取り消し願いを申請しようとするものであります。

議長

今回は1件ですが、今事務局の説明がありました。最近の色々な資材等の高騰で、当初の資金計画が狂ってきて、住宅を建てる資金的な計画が立たなくなったということで、許可指令書の取り消し願いでございます。皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第1報告議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可指令書を取り消しすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第1報告議案第1号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消しについては、申請のとおり許可指令書を取り消しすることで決定をいたしました。

次に進みます。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

3ページをお願いします。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知は、10件11筆14,803㎡です。1番と2番は基盤強化法の合意解約で、3番から10番は農地法第3条の合意解約です。現在の契約形態と終期は議案に記載してあるとおりです。1番は後程17ページの、日程第9議案第6号農用地利用集積計画書案一括方式で、中間管理事業を介して同じ借人と貸人で、契約を行うための解約です。2番は、今後の借人を探していただけるよう3班の方をお願いしてあります。3番から10番は、次の借人を探していただけるよう1班の方をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長

ただ今事務局の説明がありました。今回は10件11筆14,803㎡ということで、かなりの面積になっております。何か皆さんの方からご質疑ありませんか。参考までに申し上げますと、今事務局から説明があったとおり、3番から10番については、東市来の〇〇さんという方が、焼酎用のサツマイモを作っておられたんですが、高齢で規模縮小したいので返還したいということで、1班の方で生福方面で人参を作っている〇〇さんに借りてもらえないか、そこを当たっております、手続きを進めているところでございます。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にないようでございますのでお諮りします。日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知10件につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第2報告議案第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知10件につきましては、通知のあったとおり受理することと決定いたしました。

次に進みます。日程第3報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分についてを議題とします。なお、「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する委員、〇〇ですので、〇〇委員と〇〇委員はご退席をお願いします。

〇〇委員、〇〇委員退席後

それでは事務局の説明をお願いします。

棚町主査

4ページをお願いします。日程第3報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分は、2件3筆2,161㎡です。後程、18ページの日程第10議案第7号農用地利用配分計画書にてご審議いただきますが、新たな耕作者と変更契約を行うための、借人と中間管理機構の間の合意解約です。貸人から中間管理機構への貸出しについての変更はありません。よろしくお願いします。

議長

ただ今説明がありました。農地中間管理事業の分で、耕作者が変わるための合意解約ということで、貸人の方は特に変更なしということでございます。何かご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長

特にご質疑ないようでございます。日程第3報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知、農地中間管理法分につきましては、通知のあったとおり受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第3報告議案第3号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・農地中間管理法分、今回は2件ですが、これにつきましては通知のあったとおり受理することと決定いたしました。〇〇委員、〇〇委員はまた自席へお戻りください。

〇〇委員、〇〇委員着席後

議長

それでは先に進みます。日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は2件ですが、このうちNo.2の許可申請については、次の日程第5議案第2号農地の形質変更届出と関連がありますので、両案件を一括して審議したいと思います。それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長

異議なしということでございますので、そのように取扱いさせていただきます。それでは、No.1について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は2件です。5ページをご覧ください。No.1についてご説明いたします。日置市に住む譲受人が、いどこである県外に住む譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地はございませんが、この申請による取得で、下限面積を越えることとなります。譲受人は農作業の経験はないようですが、自家消費用の果樹の栽培に取り組むそうです。調査は【正】を西委員、【副】を川畑委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

はい、それでは現地調査の報告をお願いします。

西委員

5番西です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1について調査報告いたします。1月26日（木）午前11時より、代理人立会のもと、川畑委員と私が調査を実施いたしました。資料の5ページ、6ページをご覧ください。申請地は農用地区域外農地です。今回この土地を購入し、自家消費用の果樹を栽培するための申請です。取得後はみかん、レモン、スモモを栽培する計画です。今回の取得で1a以上の耕作者になります。労働力は本人1人ですが、同時作業の場合は世帯全員で行います。農機具保有状況は、小型耕耘機と草払機です。隣接する畑は耕作されておりませんでした。生福出身で、譲渡人と譲受人は親戚同士とのことです。日置市在住のため、通作距離は22kmですが、果樹栽培ですので労力施設とも十分にあり、耕作するものと思われまふ。私どもとしては、何ら問題はないと見てきましたが、皆様のご審議の程よろしくお願ひします。

議長

それではNo.2について事務局の説明をお願いします。

棚町主査

7ページをご覧ください。No.2についてご説明いたします。譲受人が譲渡人の所有する農地を、売買により譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。現在は田になっておりますが、農地取得後は形質変更を行い、野菜の栽培を計画しています。9ページの日程第5議案第2号農地の形質変更届出も関連がありますので、合わせてご審議ください。調査は【正】を池田委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。よろしくお願ひします。

議長

形質変更届出の事務局の説明を先にお願ひします。

松原主査

日程第5議案第2号農地の形質変更届出についてであります。9ページ、10ページをお開きください。形質変更届出は農地に盛土をするなど、農地として造成を行う場合に必要な手続きで、今回3条申請No.2と同時に申請されております。3条で申請のある大里〇〇田 198㎡と、大里〇〇田 570㎡の土地について、盛土後畑にして、露地野菜等を植えたいという届出であります。調査は【正】を池田委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。

よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

樋ノ口委員

3 番樋ノ口です。池田委員が体調不良で欠席されていますので、代わりに報告いたします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請 No. 2 及び、農地の形質変更届出 No. 1 についての説明をいたします。1 月 20 日午後 3 時より、譲受人本人立会いのもと、池田委員と私が調査を実施しました。申請地は農用地区域外農地で、形質変更届出 No. 1 と同時申請になっています。位置図は 7 から 8 ページと、9 から 10 ページを参照してください。譲受人は申請地を購入し、湿田で耕作できないので、道路の高さまで埋め立て、野菜栽培を行うとのことです。営農計画は農作業に従事する者は 2 名で、農機具一式を持っておられます。露地野菜を年間通して栽培し、直売所での販売を予定しているそうです。排水は自然流下で、隣接する田との境界は、土留め工事を行って土砂流出を防ぐそうです。自宅からの通作距離は 200m です。調査の結果、何ら問題ないと考えています。皆様のご審議の程よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明、及び現地調査の報告がありました。No. 2 については、農地の形質変更届出も一緒に申請してあるとのことですので、合わせてご審議をお願いしたいと思います。それでは、No. 1 について皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。

ちょっと、私の方から質問をしてよろしいでしょうか。今、写真を見ると果樹らしきものが植えてあるんじゃないかと思いますが、何を植えてあるんでしょうか。

西委員

これは、雑草です。

議長

果樹じゃないですか。

西委員

果樹は植えていないです。

議長

他にご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございます。次の No. 2 について、何かご質疑ございませんか。

西村委員

はい。

議長

どうぞ。

西村委員 道路面まで埋め立てて畑にするということですけど、川が向こうにあるんです、溝が。その高さが結構あると思いますけど、ブロックを積むとかその高さの関係はどうでしょうか。道路まですれば相当高くなると思います。道路までの高さに埋めるということですね。

樋ノ口委員 そうです。隣の畑と同じように高さをもってくるということでした。

西村委員 向こうの方にブロックとか土留めをしないといけないですよ。

樋ノ口委員 土留めをするけど、河川との関係があって、農政課と調整中ということです。農政課とどういう風に調整しているかは言われなかったです。こちら側は竹やぶなんですけど、そこも良ければ土留めをしないで一緒に埋めようかという話しでした。境界を溝にするのか、ブロックにするのか、そこを農政課と語って作業をしますということだったです。

木場委員 すみません。

議長 はい、どうぞ。

木場委員 ○○と、○○の田は、埋め立ててあるんですか。

樋ノ口委員 埋め立ててあります。○○は、竹やぶです。そこまで土があれば、埋めようかという話しです。

木場委員 それでは、もう田んぼは作っていないわけですね。

樋ノ口委員 作っていません。

蓑手委員 それでは、今のここは、窪地になっているんですか。元々がその形状なんですね。

樋ノ口委員 上からの山水がちょうど道路の下を通って出てくるんです。

久木山委員 だからもう埋めて畑にしたいということですね。こちら側も埋めてありますから、一緒の高さになるように 1.6m埋めて、土砂留めをどうするのかということですね。

樋ノ口委員 いつまでに埋め立てて畑にするのかという返事はもらわなかったで

す。

松原主査 期間については、4月1日から12月31日までの9ヶ月間です。

井手迫推進委員 私達もいいですか。

議長 はい、どうぞ。

井手迫推進委員 農業委員会が審議をしてOKを出したらそれでいいことになるから、農政課とか道路管理者の境界とか、どういう風にするのか、平面図や断面図の審査をしないと、後々雨が降った時に土砂が流れ込んでしまったということがないような構造にしてもらわないと困ると思います。水田のままだったら、雨が降ってもそこに溜まって流れるけど、畑にすると一気に降った雨が流れていくから、その辺の構造とかいうのも、許可の審査の基準にした方がいいんじゃないかと私は思うんですけど。農政課や都市建設課との協議とか整ってからここに出すべきじゃないかと思うんです。

樋ノ口委員 もうちょっと詳しい書類が欲しいなと思いましたが、結局1つ1つこっちが尋ねないと答えが出てこない。最悪の場合U字溝を入れますとかいう話しになるんだけど、どういう風な形で入れるのか、排水溝は田んぼから大きなものがあるんです。だから、川に流れる。そこに繋げばいいわけなんですけど、そこに持ってくるまでをどうするかということが問題になる。また5年経った時に住宅になるんじゃないかと、5年経ってから使い道は問題にしませんけど、そういうような周りの人からの話しが出たもんだから。畑にするんだったら畑用の表土を入れる、中身はガラクタは入れないとか、ある程度の条件が入っていないとおかしいんじゃないかなと思った次第です。

議長 どうですか、今色々質問が出て、埋め立ての計画について詳細がわからない。水路との調整についても、前の方の市道との調整についても、関係の課との協議が十分に整っていないという状況です。施工は4月1日からということで、まだ時間はあるようなんですが、今回の3条と、形質変更届出の申請の取扱いについては、どうしましょうか。

久木山委員 議長、すみません、隣はもう埋まっているんですよ、今までそこについて何か問題でも発生しているんですか。

樋ノ口委員 向こうはですね、埋立てる時に工事の土を入れたんです。

久木山委員 私が言いたいのは、隣はもう埋まっているんですよね、それについて何か問題が起きているのかということです。

樋ノ口委員 問題があれば、そこは水です。今のところは、道路の方に流れ出すことがあって、そこは言っております。

川畑委員 市道ですか。

樋ノ口委員 市道です。

川畑委員 市道であれば境界の問題が出てくるんじゃないですか。法尻が境界になるわけだから。

藤園推進委員 議長、いいですか。

議長 はい、どうぞ。

藤園推進委員 用悪水路とありますが、ここは用水路のことですか。実際使っていますか。

樋ノ口委員 ちょうどそこまで水止めが作っておりますので、下の方の田んぼに水を供給するような形になっています。

藤園推進委員 わかりました。それから先程、久木山委員の方から話がありましたけど、前回の形質変更の問題があったか、なければいいんじゃないかという表現に聞こえるんですが、問題があったかなかったかじゃなくて、問題があるわけですよね。問題が発生するので、やはり市道の境界とか、用水路等の協議を確約した段階でここに載せるべきではないかなと思います。

議長 その埋立ての、造成計画の断面図とか、横断・縦断図は付いていないんですか。

松原主査 平面図と断面図は付けて、池田委員の方に渡しております。

議長 断面図では水路がどう付くとか、後ろの用水路との境界はどう処理するのか、そこらあたりは出ていないんですか。

松原主査 被害防除計画書の中に法面保護をすると書いてあったので、ブロックをするのかどういう形で考えていますかと窓口では聞いたんですけど

ど、そこに関しては農政課と話をしている途中なので、どうなるかとは言っていないかったです。

樋ノ口委員 私達にも同じことを、農政課と話をしますということだったですけど、それ以上は言わなかったです。事務局と同じようなことです。

外菌委員 はい。

議長 どうぞ。

外菌委員 地図上でいけば、向こう側に水路があるようになっていますね。〇〇の田んぼは、水路から水を引いていたんでしょうけど、実際埋立てられて利用していないんですね。〇〇も、竹やぶと言っておられたから、実際使われていないんですよ。

樋ノ口委員 はい。

外菌委員 そうすると、今度形質変更をして上がっていけば、水路自体が不要になってくるんじゃないですか。

樋ノ口委員 いいえ、この下にも田んぼがあるんです。

外菌委員 そこも利用するんですね。

樋ノ口委員 (スクリーンを指して)
まだこの家の向こう側に田んぼがありますから。使っているんです。

議長 この埋立てである〇〇の水路は、暗渠か何か入っているんですか。

樋ノ口委員 入っています。

外菌委員 ということは、ここも暗渠か何か入れて、上を埋立てられるんですか。

議長 その調整をどうするのか、ブロックを積むのか。そこらあたりの調整が済んでから、農業委員会としても形質変更届を承認するというのが、適当じゃないかと思うんですけど。

樋ノ口委員 売買はいいと思いますけど。

議長

同時申請ですので、するのであれば同じ扱いで、3条の方も保留にするなら保留という形でした方がいいんじゃないかと思います。どうでしょうか。改めて確認しますが、3条のNo.2については、形質変更届出の計画が、まだ関係課との調整がついていないということで、今回は保留にして、そこらあたりは市の都市建設課、農政課との協議が整った上で、改めて審議にかけるということで、そういった扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

議長

それでは、農地法第3条のNo.1についてお諮りします。日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第4議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請2件のうち、No.1については申請のとおり許可することと決定いたしました。なお、No.2については、形質変更届出の関係課との調整が済んだ後に改めて審議をするという取扱いをさせていただきたいと思います。

先に進みます。11ページの日程第6議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は1件ですので、事務局の説明、現地調査の報告が終わった後に、質疑に入りたいと思います。それでは、事務局の説明をお願いいたします。

松原主査

日程第6議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請1件についてであります。11ページをお開きください。No.1についてご説明いたします。譲受人は現在借家住まいで手狭であるため、通路部分の〇〇宅地 4.2 m²を 1/2 持分取得し、住宅部分の〇〇宅地 130.82 m²を使用貸借により一体利用し、実家の隣接地に住宅を建築したいため申請であります。通路については、幅員が2mで建築基準をクリアしております。また、平成14年11月26日に5条の許可を1度取っていましたが、実施しないまま許可書も紛失し、再度の申請になります。その他、通路での申請地の一部を既に通路として使用しているため、始末書が提出されています。第3種農地で公共施設・公益的施設整備の300m以内農地であります。調査委員は【正】を西村委員、【副】を久木山委員をお願いしてあります。よろしく願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

9番西村です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1について、現地調査報告をいたします。1月23日午前8時45分より、代理人行政書士立会いのもと、久木山委員と調査を実施しました。資料は11ページ、12ページを参照してください。申請地は農地区分第3種農地で、駅から300m以内農地です。転用の目的は、申請地を譲渡、使用貸借して、住宅を建築する計画です。付近の状況としては、東と西と南側は宅地、北側は道路です。雨水排水は市道側溝へ放流し、用水は上水道、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。緑地、緩衝地を6m設け、許可後に着工する予定です。被害防除計画書他の添付書類については、5条申請の備考欄に記載してあります。特に問題はないと思われますが、皆様のご審議の程よろしく願います。

議長

ありがとうございます。事務局の説明と、現地調査の報告がありました。ただ今から質疑に入ります。皆さんの方からご質疑ございませんでしょうか。私の方から質問をさせてもらっていいでしょうか。平成14年に一度5条の許可を取っているということなのですが、その際の5条の許可というのは、今の申請と全く同じ形の申請だったんですか。どこの許可申請だったんですか。

松原主査

同じ所になります。

議長

全く同じですか。そうするとこれまで実施しなかった理由があるんですか。

松原主査

そこは、聞いていません。

議長

そこらあたりを確認しないと、今回も許可を出しても、また実施しない可能性もありますよね。同じ人ですので、どうですかね。何かはっきりした理由があれば。

松原主査

行政書士の方には、前に1回出していますがと話をしたところですけど、前の許可書は紛失して無いということで、また申請をしたいということで出しましたということでした。転用しなかった理由については詳しくは聞いていません。

議長

1番大事な部分だと思うんですね。信用に関わる問題ですので、過去にそういう同じ申請が出て実施しなかったのに、また同じ申請が

出て、本当にそれが実施されるかどうか、そこらあたりの理由次第だと思うんですよね。例えば、資金計画が自己資金でやる予定が、お金の工面ができなくなったとか、そういったはっきりした理由があればですね。

蓑手委員 ダブルで許可が出るんですか。一度許可をして実績として残っているのに、紛失したからということですけど。

議長 そういうのは、あるんじゃないですか。特に市町村合併の前と後ろの関係で、前の分が許可は出したというのが残っているけど、実際許可指令書が無いと、法務局なんかも受付ないんですよね。地目変更とか何にしてもですね。

松原主査 すみません、後程行政書士の方に連絡をしてみます。

議長 はい、わかりました。ここは保留にさせてもらって、なぜ前回許可を出したのに実施しなかったか、理由を代理人の方に確認することですので、改めてまた審議をしたいと思います。ここは、保留にします。

次の、13 ページ日程第7議案第4号非農地証明願についてを議題とします。今回は1件ですが、違反転用指導対象の事案ですので、現地調査の報告は省略します。事務局の説明をお願いいたします。

松原主査 日程第7議案第4号非農地証明願1件についてであります。13 ページ、14 ページをお開きください。No.1について説明いたします。昭和53年6月25日から申請地を使用管理しており、平成3年に工場を新築した頃に、名義変更されてない状態で、相続人の1人と売買したが相続登記が進まず、許可申請が出来ないまま敷地の一部として造成し、現在に至っている状況であり、始末書が添付されております。なお、登記については令和2年9月に時効取得しております。

議長 ただ今事務局の方から説明がございました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。もし、現地を調査した方からご意見があれば、出していただけたらありがたいです。すみません、ここはどなたの調査区域になっているんですか。

西委員 私です。

議長 西委員ですか。

西委員 ここに書かれているとおり、建物が建っていますし、違反転用です。

久木山委員 売買契約の領収書が出てきたんですよ。ここの名義が変えてなかったんですが、前の領収書が出てきたから助かったんです。

西委員 その辺の内容についてはわかりません。私は現地確認して、ここが違反転用になっているということしかわかりません。

久木山委員 前から私が違反転用ですよと言ってあったんです。平成3年に埋立てをして、工場の資材置場とかになっているものですから、今回行政書士から申請がありました。

議長 違反転用の状態が20年以上続いていたということです。それではお諮りします。日程第7議案第4号非農地証明願については、申請のとおり非農地証明を発出することでご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、日程第7議案第4号非農地証明願につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に進みます。日程第8議案第5号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 15ページをお願いします。日程第8議案第5号1月分の農用地利用集積計画書案は1件1筆228㎡で、継続の申請です。所有者は亡き父で、相続代表者の兄弟同士の契約であり、貸借契約を簡単に済ませたいための利用権設定です。よろしくお願いします。

議長 今回は1件です。親戚同士ということで、簡単に手続きを済ませたいということで、基盤強化法の使用貸借契約でございます。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それではお諮りします。日程第8議案第5号農用地利用集積計画書案につきましては、15ページの内容のとおりで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第8議案第5号農用地利用集積計画書案1件につきましては、報告のあった内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第9議案第6号農用地利用集積計画書案（一括方式）についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査

16 ページ、17 ページをお願いします。日程第9議案第6号2月1日開始の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で14件18筆19,047 m²です。前は基盤強化法の契約であったものから中間管理法の契約に変更する14番を含み、全て新規の契約です。所有する農地のある方は、全て耕作しておられます。所有する農地の無い借人は、借入地は全て耕作しておられます。よろしくお願いします。

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回は、14件18筆19,047 m²です。14番だけ基盤強化法から中間管理事業へ乗り換えて、それ以外は新規ということでございます。何か皆さんからご質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第9議案第6号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、16 ページ、17 ページにある内容のとおりで決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第9議案第6号農用地利用集積計画書案（一括方式）につきましては、16 ページ、17 ページに書いてある内容のとおりで決定をいたしました。

次に進みます。日程第10議案第7号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書（耕作者変更機構貸出）分についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

18 ページをお願いします。日程第10議案第7号2月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で2件3筆2,161 m²です。全て新規の契約です。先程4ページの日程第3報告議案第3号の合意解約通知にてご審議いただきました農地です。借人の方は所有する農地と借入地は全て耕作して

おられます。当初の契約内容を変更せず、耕作者の変更のみを行う場合に用いられる契約です。契約期間が中途半端な期間設定になっておりますが、中間管理機構の都合で、当初の契約日からの終期をそろえるため、残存期間で再契約を結ぶものです。よろしくお願いします。

議長 ただ今事務局の説明がありました。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。私の方から質問をさせてもらっていいですか。この借人の〇〇さんという方は、〇〇の構成員ではないんですね。

棚町主査 構成員ではないみたいです。

議長 〇〇から個人に耕作者が変わるというそこらあたりの、説明できる理由があれば教えてください。

棚町主査 農政課の中間管理機構の担当者に伺ったんですが、そこらあたりはわからないそうです。申請があったので、手続きをされたそうです。

議長 西村委員とかは、特に理由は聞いていらっしゃらないんですか。

西村委員 前に〇〇さんが作っておられて、もう作らないということで〇〇さんをお願いしようということだったんですけど。〇〇さんが借りておられて、〇〇さんが後を作るという話しは聞いていました。

議長 〇〇が作っていたんでしょう。

西村委員 契約は〇〇になっているんです。実際に作っているのが〇〇さんです。

木場委員 はい。

議長 どうぞ。

木場委員 結局、〇〇の中で耕作する人が、以前作っていた田んぼのそのままの面積で、〇〇が農業法人になっても、耕作者は前の面積のままを作っていたんです。〇〇内で、自分はこれだけ作れないので、誰か例えば私の家がこれだけの面積が作れないから、〇〇の会員の中で、〇〇さんが少ないから〇〇さんがというような耕作者を変えることはしてきているんですけど、〇〇さんの場合は多分その相談がなかったんじゃないですか。〇〇さんが〇〇に入った時に面積がすごく多かったんですよ。それで今作れないと言ってどんどん手放していった、そ

の中で〇〇のメンバーの中でも作るようにしてはきていましたが、多すぎて〇〇の構成員の中でも作れなくなって、〇〇さんがまだ田を作りたいということで、前から話は聞いていたんです。そうしたら〇〇さんが〇〇で契約を結んでしまっていたので、その合意解約をしたというようになったんじゃないでしょうか。同じ木場迫の集落の中で、〇〇さんの手が回らないというか。

久木山委員 議長。

議長 はい。

久木山委員 〇〇自体で管理をしていなくて、中身は個人ですか。

議長 主食用米を作っていたということですか。主食用米は個人の耕作なんでしょう。〇〇が作るのは加工米とか、WCS とかじゃないんですか。

川畑委員 個人個人で経営してまとめているんでしょう。

西村委員 そうです。

川畑委員 だから一緒じゃないですか。違うんですか。

西村委員 〇〇さんが引き続き WCS をそこで作るということで、全体の〇〇の面積は変わらないということなんです。

久木山委員 我々が聞きたいのは、〇〇で実際は法人にされている訳でしょう。それで、中身の経営というのは、個々で作っているという格好でしょう。〇〇の中でそこを〇〇さんに配分すればいいんじゃないですか。

西村委員 〇〇さんが〇〇に入っていないものだから。

外菌委員 そういうことですか。

久木山委員 〇〇の土地で管理する訳だから、これに出す必要はないんですよ。〇〇には入っていないけど、〇〇が 1 つのこれを借りている訳でしょう。

外菌委員 ここで分離させるんでしょう。

久木山委員 ここで完全に分離させるんですか。

外菌委員 この人は〇〇の会員になっていないから。

久木山委員 結局は〇〇とは縁を切ることなんですか。

西村委員 その土地だけはですね。

久木山委員 我々の考え方は、50 町なら 50 町分〇〇になっていて、作っている人は、誰が作っているかもわからない、〇〇で出すから。そこにすれば何も問題はないのかなと考える、それが法人じゃないかなと思うんです。これでいけば、個々でやっているということです。名前は〇〇と出てくるけど。

外菌委員 最終的に実績を出す時には、その個々が作った実績をまとめたのが〇〇ということなんですか。

久木山委員 そういうことですね。

外菌委員 これは、その実績からは抜けるということだし、〇〇自体が経営面積を申告している分から削除されるということなんですか。

木場委員 そうです。

外菌委員 私たちは、〇〇からこっちに移したのが何かトラブルでもあったんじゃないかというくらいに考えていたんだけど。

議長 確認しますが、〇〇さんは、〇〇の構成員ではないということですね。だから〇〇とは切り離されるということでもいいですね。他にご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 それではお諮りします。日程第 10 議案第 7 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分については、18 ページに記載してあります内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第 10 議案第 7 号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分については、18 ページに記載してあるとおりの内容で決定をいたしました。

次に進みます。日程第 11 議案第 8 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

篠原主幹

資料は 19 ページになります。日程第 11 議案第 8 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）についてご説明申し上げます。次の 20 ページに最近の農業委員会の主な不祥事が記載されておりますが、こういったことがないように、すべての農業委員会で法令等を遵守する申し合わせについて決議を求めるものであり、昨年 1 月の農業委員会総会にて実施したもので、令和 2 年度以降、年 1 回以上実施するようにとのことです。本市農業委員会においても、公正、公平に職務を遂行し、法令などを遵守する申し合わせについて、案のとおり決議を求めるものです。申し合わせについて読み上げます。19 ページになります。

申し合わせ読み上げ

なお、信頼される農業委員会であるためにというパンフレットを、昨年 4 月に原本を配付していますが、今回の議案に合わせて再度コピーを配付いたしましたので、時間のある時にでもお目通しいただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。ただ今、事務局の方から申し合わせ決議案についての読み上げがされました。これについて、皆さんの方からご質疑ございませんか。特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第 11 議案第 8 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、19 ページに記載してあるとおりの内容で決議してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしということでございますので、日程第 11 議案第 8 号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議につきましては、19 ページに記載のとおりで決議することで決定をいたしました。（案）の文字を消してください。関連資料につきましては、後日よく読んで、決議内容の再認識をしていただきたいと思います。

（暫時休憩）

議長 松原さん、先程の転用の関係はどうでしょうか。

松原主査 5条の件ですが、訂正になりますが、全く同じ申請ではなかったようで、前回の平成14年の申請は、父親が申請をしていたそうです。今回は娘が自分で家を建てたいという申請に変わったような形になっています。

議長 お父さんが申請した分は、どこの部分だったんですか。

松原主査 許可転用済みであったのは同じ地番なので、この地番で譲受人が〇〇さんで、申請が前にあったものではないかと思います。

議長 今回の申請地と同じですか。

松原主査 そうですね、地番的には同じ地番での申請であったと思います。

議長 本人の家は〇〇ですか。

松原主査 そうです。

議長 〇〇が、お父さんの〇〇さんの自宅ですね。

松原主査 昭和52年の建築らしいです。平成14年は娘のために建築をしようとした申請だったと思われるんですが、建てられずに今回は娘が自分で建てたいという申請になっているようです。

議長 そういう場合に、前の許可を取消しということはしなくていいわけなんですか。申請人が違ってきていますよね。農業委員会には書類は残っていないんでしょう。

松原主査 農業委員会には前の書類が残っていないということで、許可をするためには新しく申請を出さないといけないということになっています。

樋ノ口委員 家が建つんですか。

久木山委員 〇〇はお父さんの土地で、お父さんが家を建てていて、後ろの方に家を建てるつもりだったんだけど結局建てられなくて、今回娘が家を建てるということで、新しくまた申請が上がってきたんです。

樋ノ口委員 ○○はどうなっているんですか。

松原主査 ○○は、他の方が申請をした分です。

議長 全く関係は無いです。

久木山委員 今回出ているのは、○○と、その通路の○○を申請して、○○の宅地を一体で利用したいということです。

外菌委員 議長が質問をしたのは、なぜその当時に家を建てなかったのかということですね。

久木山委員 平成 14 年の書類が無いということなんですよ。

松原主査 書類の保管が無いということと、行政書士に聞いたのですが、申請人と連絡がまだとれないということです。

外菌委員 合併前のことなんですね。

久木山委員 合併が平成 17 年の 10 月です。

議長 細長い進入路は違反転用になっている所があるわけでしょう。ここは幅が狭いんでしょう。

松原主査 ここは、現在は母親の持ち分の土地で、そこを今回 2 分の 1 の持ち分を取得する申請をしています。

議長 （スクリーンの）ちょっと写真を出してください。ここだけ持ち分を取得しても幅が足りないんじゃないかと思いますけど。

松原主査 幅は 2 m ちょっとあります。

議長 あれだけでいいんですか。

松原主査 はい。

議長 奥に家を建てるのに、この幅だけでいいんですか。

松原主査 ここは、建築係の方にも確認をしましたけど、2 m を超えているから問題は無いということです。

議長 そうですか。

久木山委員 あの奥に家を建てるんですよね。

議長 そうです、あの奥に家を建てるんです。それでは、いいですか、今回はこの転用案件については、許可することでもいいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしということでございますので、11 ページの日程第 6 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の No.1 については、申請のとおり許可することで決定をいたしました。

（暫時休憩）

松原主査 議長、すみません。

議長 どうぞ。

松原主査 先程の 5 条の件で、行政書士の方から連絡がついたということで報告があったんですが、娘のために家を建てようと思って父親が申請をしたらしんですけど、資金繰りがうまくいかなくなり、その間に娘が自分で建てたいということになったための申請だそうです。

議長 以上で、議案の審議は終わりました。

議事録署名委員

• _____

• _____

